

豊平第四分区町内会子育て支援サークル運営規程

(平成23年 6月26日 豊平第四分区町内会規程第5号)

平成23年 7月 1日施行

豊平第四分区町内子育て支援サークル運営規程を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この規程は、豊平第四分区町内会（以下「町内会」という。）会則第33条の規定に基づき、町内会子育て支援サークルの運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この会は、「エクセル・キッズ」と称し、町内会女性部に付置する。

(目的)

第3条 この会は、町内会会員である子育て親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、世代間の交流を図り、未来ある子ども達を地域で育てる意識の向上に寄与することを目的とする。

(サークルへの加入要件)

第4条 このサークルの運営の目的に賛同し、サークル運営役員に参加を申込みした者をサークル会員とし、町内会員であることのみを加入要件とする。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置くことができる。

サークル代表	1名	サークル運営スタッフ	若干名
事務局長	1名		

2 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 サークル代表は、町内会女性部長、サークル運営スタッフ及び事務局長は、女性部副部長の互選又はサークル代表である女性部長が指名した者を充てるものとする。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、以下の各号のとおりとする。

(1) サークル代表は、この会を代表し、会務を総括する。

(2) サークル運営スタッフ先任者は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、会務を代行する。

(3) 事務局長は、庶務・収支記録、行事の企画等の事務を処理する。

2 サークル代表者及びサークル運営スタッフは、参加者が乳幼児・児童であることに十分配慮し、人的・物的事故防止に努めるものとする。

(運営要領)

第7条 サークル代表、同運営スタッフの協議により、活動内容や研修事業の実施に関する運営要領を定めることができる。

2 研修事業や運営要領を定めたときは、町内会女性部長を通じて、町内会長に報告しなければならない。

(会計)

第8条 この会の経費は、町内会女性部の「エクセル・キッズ」運営費予算、参加会員の会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 収支状況については、随時、証拠書類とともに町内会会計部長に報告しなければならない。

(補則)

第9条 この規定に定めるもののほか、本サークルの運営上必要な細目は、町内会役員会議の議決をへて町内会長が定めることができる。

附 則

この規程は、平成23年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 1月 1日から施行する。